

・確認テストの答え(1/2)

No.	答え	答えが「×」の場合の解説
1		
2	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窮境原因は、経営者に対するインタビューに基づき把握した内容について、定量的な裏付けを得ることが重要です。
3		
4		
5		
6	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者企業の経営課題(現状)の把握が十分に行われていない状況でも、『経営課題(現状)の把握』という経営改善施策に取り組むという前提で、いわゆる暫定リスケが認められるケースがあります。
7		
8		

・確認テストの答え(2/2)

No.	答え	答えが「×」の場合の解説
9		
10		
11		
12		
13	×	<ul style="list-style-type: none"> 「合実計画」として取り扱われるためには、実質債務超過解消のほか、黒字化や債務償還年数等も加味して取引金融機関が判断することになります。
14	×	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画に数値基準等はありませんので、いわゆる超長期リスクも認められる場合があります。このため、自力では「正常先」とならない場合に、必ずしも金融機関に権利変更を要請する必要はありません。
15		
16	×	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュフローがプラスであれば再度暫定リスクを受けられる可能性もあるほか、キャッシュフローがマイナスであっても一時的な要因による場合などには、必ずしも廃業すべきとはいえません。